

平成6年（行ケ）第8号審決取消請求事件

判 決

ドイツ連邦共和国8522 ヘルツオーゲンアウラッハ
ヴェルツブルゲル ストラーセ 13

原 告 プーマ アーゲー ルドルフ
ダスラー スポーツ

同代表者

同

同訴訟代理人弁理士 小 谷 武
大阪市北区中津1丁目6番24号

被 告 世 界 長 株 式 会 社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁理士

主 文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

この判決に対する上告のための附加期間を

90日と定める。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 原告

「特許庁が昭和60年審判第24923号事件について
平成5年8月26日にした審決を取り消す。訴訟費用は被
告の負担とする。」との判決

2 被告

主文1、2項と同旨の判決

第2 請求の原因

1 特許庁における手続の経緯

被告は、別紙(1)の構成よりなり、第21類（平成3年政
令第299号による改正前の商標法施行令に規定するもの。
以下同じ）「頭飾品、かばん類、袋物、造花、化粧用具」
を指定商品とする登録第1447604号商標（昭和51
年8月26日登録出願、同55年12月25日設定登録、
平成3年1月30日商標権存続期間の更新登録。以下「本
件商標」という。）の商標権者である。

原告は、昭和60年12月24日、本件商標を無効とす
ることについて審判を請求した。

特許庁は、この請求を昭和60年審判第24923号事
件として審理した結果、平成5年8月26日、「本件審判
の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は同

平成6年（行ケ）第8号審決取消請求事件

判 決

ドイツ連邦共和国8522 ヘルツオーゲンアウラッハ
ヴュルツブルゲル ストラーセ 13

原 告 プーマ アーゲー ルドルフ
ダスラー スポーツ

同代表者

同

同訴訟代理人弁理士 小 谷 武
大阪市北区中津1丁目6番24号

被 告 世 界 長 株 式 会 社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁理士

主 文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

この判決に対する上告のための附加期間を
90日と定める。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 原告

「特許庁が昭和60年審判第24923号事件について
平成5年8月26日にした審決を取り消す。訴訟費用は被
告の負担とする。」との判決

2 被告

主文1、2項と同旨の判決

第2 請求の原因

1 特許庁における手続の経緯

被告は、別紙(1)の構成よりなり、第21類（平成3年政
令第299号による改正前の商標法施行令に規定するもの。
以下同じ）「頭飾品、かばん類、袋物、造花、化粧用具」
を指定商品とする登録第1447604号商標（昭和51
年8月26日登録出願、同55年12月25日設定登録、
平成3年1月30日商標権存続期間の更新登録。以下「本
件商標」という。）の商標権者である。

原告は、昭和60年12月24日、本件商標を無効とす
ることについて審判を請求した。

特許庁は、この請求を昭和60年審判第24923号事
件として審理した結果、平成5年8月26日、「本件審判
の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は同

年9月29日原告に送達された。

2 審決の理由の要点

- (1) 本件商標の構成及び指定商品は前項記載のとおりであり、現に有効に存続しているものである。
- (2) 請求人（原告）が引用する登録第2302669号〔昭和49年商標登録願第156503号〕商標（以下「引用A商標」という。）は、別紙(2)に示すとおりの構成よりなり、第21類「装身具、ボタン類、かばん類、袋物、宝玉およびその模造品、造花、化粧用具」を指定商品として、昭和49年11月27日登録出願、平成3年2月27日に登録されたものであるが、その後、分割移転がなされ、第21類「装身具、ボタン類、かばん類、袋物、宝玉およびその模造品、造花、化粧用具（ただし洗面用具入れを除く）但し、かばん類、袋物を除く」を指定商品とする第2302669号-1と、第21類「かばん類、袋物」を指定商品とする第2302669号-2として、平成4年9月14日にその登録がされたものである。
- (3)① 本件商標は、別紙(1)に示すとおりの構成よりなるものであるところ、該構成は、黒塗りでシルエット風に描

かれた左向きに疾走する猫科の動物と思しき図形を配し、その上部に、猫科に属する動物の一種を表す英語である「Panther」の欧文字を書してなるものである。

しかして、前記構成の図形と文字は、同色の黒色をもって表され、構成中の「Panther」の文字部分は、その一部において、下部に配された前記図形が僅か重なるようになっているものであるが、文字全体としては、猫科動物の頭部から尻尾までに沿うような状態に配されているものである。

② また、該文字は、それ自体も右傾斜に表され、あたかも左に疾走する前記動物と同様の方向性を有するがごとく印象づけられるものである。

③ してみれば、本件商標は、猫科動物の図形と「Panther」の欧文字が有する前記の意味合いとの共通点と相まって、外観的に図形と文字とが渾然として、極めて一体性を有するものであり、構成中の前記図形部分のみが独立して認識されるとはいえないものと判断するのが相当である。

そうとすると、本件商標は、その構成中、猫科動物の図形部分が、それ自体独立して自他商品の識別標識とし

ての機能を果たし得るものであることを前提とし、その上で本件商標が引用A商標と外観上類似するとして、本件商標が商標法8条1項の規定に違反して登録されたものであるとの請求人の主張は、採用するに由ないものといわざるを得ない。

したがって、本件商標は、商標法46条1項により無効とすべき限りでない。

3 審決を取り消すべき事由

審決の理由の要点(1)、(2)、(3)①は認めるが、同(3)②、③は争う。

審決は、本件商標の要部の認定を誤り、ひいて、本件商標と引用A商標との類否判断を誤ったものであって、違法として取り消されるべきである。

(1) 本件商標の要部認定の誤りについて

審決は、本件商標を構成する猫科動物の図形と「P a n t h e r」の欧文字とがその構成上一体性を有するので、図形部分のみが独立して自他商品の識別標識として機能することはない旨認定、判断しているが、以下述べるとおりの誤りである。

① 本件商標中の「P a n t h e r」の欧文字は、動物

図形により「P・n・t・h」の各文字の一部が欠損しており、相当英語に精通した者でなければ「P a n t h e r」とは理解できない程である。しかも、欧文字が動物図形により一部遮られていることは、欧文字が動物図形の背景をなしていることを意味している。

前景と背景とを比べれば、前景が目されるのは当然であり、しかも、たとえ欧文字部分がなくとも需要者の印象においてさほどの違いを感じさせない程に、中央部に大きく黒塗りで描かれた動物図形の印象は強いものであるから、動物図形が需要者の注意力を喚起し、独立して自他商品の識別に機能するものである。

② 本件商標を構成する図形は、猫科の動物が前足と後足を腹部でからめ、全力で疾走する様子をシルエットで描いてなるものであり、猫科の動物の描き方としては極めて特徴のあるものである。

したがって、本件商標中の動物図形は独立して看者の注意を引くものであり、市場において自他商品の識別標識として機能するものである。

③ 被告は、商品の区分第22類と第24類において、本件商標と同一の構成の商標について登録出願し、併せ

て、「Panther」の欧文文字を削除した動物図形のみ
の商標についても登録出願したが、これらはいずれも
類似商標と判断され連合商標となっている。

このように、「Panther」の欧文文字を含む商標
と含まない商標とが連合商標として出願公告されてい
ることは、「Panther」の欧文文字を含む商標におい
て、猫科動物の図形が独立して自他商品の識別標識とし
て機能していることを意味しており、商標の要部という
べきである。

④ 被告は、本件商標のほか、猫科動物の図形のみ
の商標をも使用しており、このことは、被告が動物図形を
独立した商標として認識し、権利主張していることの証左
である。この動物図形のみからなる被告商標は、相当古
くから使用されているものであり、第22類の「運動
靴」に関しては当業界において広く知られた商標という
ことができる。このような周知の図形商標を含む本件商
標は、たとえ他の商品区分である第21類の商品に使用
された場合でも、取引者、需要者は動物図形を独立した
識別標識、すなわち商標の要部と認識するものである。

⑤ 以上①ないし④に述べた理由により、本件商標中の

猫科動物の図形部分が独立して自他商品の識別標識とし
て機能することは明らかである。

(2) 本件商標と引用A商標との類似性について

本件商標の要部である猫科動物の図形と引用A商標と
は類似するから、本件商標と引用A商標は全体として類
似するものというべきである。

① 本件商標と引用A商標を対比すると、本件商標の動
物図形は黒塗りであるのに対し、引用A商標の動物図形
は輪郭線により構成されているという大きな相違点があ
るほか、前足と後足が合計2本か4本か、前足と後足と
が交差しているか否かといった相違点があるが、全体と
してはほぼ同一の図形といってよい程酷似するものであ
る。これを具体的にいえば、小さな頭部と耳の位置形状、
鋭い目、口の開き具合、丸くしなやかな背と、そこから
湾曲し右上方へ伸びる細い尾、腹部の下に小さくまとめ
られた前足と後足の形状など、一々酷似するものであり、
躍動感をもって相当なスピードで疾走する猫科の動物の
印象は完全に一致するものである。腹部下の両足の本数
と形状の相違については全体観察においては微小なもの
で、全体の印象を左右させる程のものではない。

② 本件商標は黒塗りであるが、これは黒色という色彩について権利を要求しているのではなく、商標登録出願手続の便宜上商標見本に黒色インクを使用しているにすぎず、商標の色彩を特定していないことを意味している。同様に、引用A商標は輪郭図形からなるが、これも猫科動物の図形が常に白抜きで使用されるとは限らないものである。少なくとも、使用する色彩が法的に限定されている訳ではないことは明らかである。

したがって、両商標が同一の色彩で使用される可能性がある以上、商標の色彩が何色かは、商標の類否判断において本質的なものではない。

また、背景の色彩に合わせて商標の白黒を反転させて使用することも、通常のデザイン手法の一つであって、何ら珍しいものではない。

③ 以上のとおりであって、本件商標と引用A商標は類似するものである。

第3 請求の原因に対する認否及び反論

1 請求の原因1、2は認める。同3は争う。審決の認定、判断は正当であって、原告主張の誤りはない。

2 反論

(1) 要部認定の誤りの主張について

(a)本件商標の構成態様は審決認定のとおりであって、欧文字と動物図形は、相互の位置関係や態様に照らし、更に両者が意味合いの点からも共通点を有していることと相まって、緊密に一体に結合され、本件商標は、外観的にも、全体として調和のとれた極めて一体性を有するものであること、(b)本件商標は、その登録当時、指定商品中の商品について使用されていたものであるが、取引者、需要者には、欧文字と動物図形が不可分一体に結合された構成のものとして認識されていたこと、及び(c)被告は、本件商標と同一構成の標章である、「Panther」の欧文字と猫科動物の図形が一体結合されたいわゆる「パンサー・マーク」標章につき、被告の主要取扱商品である運動靴やカジュアルシューズ等が区分される第22類において商標権を取得し（昭和46年8月登録出願、同49年9月設定登録）、爾来、広告宣伝を通じて盛大に使用した結果、上記標章は、被告の取扱商品の代表的な出所標識の一つとして、本件商標の登録査定時である昭和55年8月当時すでに取引者、需要者に広く認識されるに至っていたものであることに鑑みると、本

件商標の図形と文字は渾然として一体に結合され、独自の個性を有する商標として、結合したままの状態を取引者、需要者に認識されるものであり、分離して認識されることのないものというべきである。

したがって、本件商標は外観的にも図形と文字とが渾然として、極めて一体性を有するものであり、図形部分のみが独立して認識されるとはいえないとした審決の認定、判断に誤りはない。

なお原告は、商品の区分第22類と第24類において、本件商標と同一構成の商標と、「Panther」の欧文字部分を削除した動物図形のみ商標が連合商標となっていること（この点は認める。）を、本件商標において動物図形のみが要部であることの根拠の一つとしているが、本件商標と同一構成の商標と動物図形の商標とが連合商標とされた理由と、本件商標からどのような外観等を生じるかということは別個の問題であるから、原告の主張は理由がないものというべきである。

(2) 本件商標と引用A商標との類似性について

本件商標は引用A商標に類似する旨の原告の主張は、本件商標中の猫科動物の図形が独立して自他商品の識別

標識としての機能を発揮するものであることを前提とするものであるから理由がないものというべきである。

なお、本件商標の図形部分と引用A商標とを対比しても、両者は類似しているとはいえない。

第4 証拠関係

本件記録中の書証目録記載のとおりである。

理 由

1 請求の原因1（特許庁における手続の経緯）及び2（審決の理由の要点）の事実は、当事者間に争いが無い。

そして、審決の理由の要点(1)及び(2)の認定についても、当事者間に争いが無い。

2 そこで、原告主張の取消事由の当否について検討する。

(1) 文字と図形の組合わせよりなる結合商標と他の商標（引用商標）との類否を判断するに当たっては、当該結合商標の文字と図形が、構成上どのような結合態様となっているか、外観、称呼、観念において関連性を有しているか否か、識別力の点で一方が特に顕著性を有していないか否かなどの点を考慮すると共に、当該結合商標が使用されている場合には、その使用されている商品の取引の実情、あるいは取引者や需要者に当該結合商標が著名、周知であるか否か

などを考慮して、当該結合商標の文字と図形の両者が不可分一体をなして一個の外観、称呼、観念を形成するものとして認識される場合には、これに基づいて引用商標との対比をなし、対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された際、取引者、需要者において、商品の出所につき誤認、混同を生じるおそれがあるか否かによって決すべきものと解するのが相当である。

(2)① 本件商標の構成を示す別紙(1)によれば、本件商標は、黒塗りでシルエット風に描かれた左向きに疾走する猫科の動物と思しき図形を配し、その上部に、猫科に属する動物の一種を表す英語である「P a n t h e r」の欧文文字を書してなるものであること、上記構成の図形と文字は、同色の黒色をもって表され、「P a n t h e r」の文字部分は、その一部において、下部に配された上記図形が僅か重なるようになっているものであるが、文字全体としては、猫科動物の頭部から尻尾に至るまで沿うような状態で配されているものであること（以上の点は、当事者間に争いが無い。）、上記文字部分と動物図形は、面積的な点で特に径庭のない大きさを表されていること、上記文字はやや右傾斜に表されていて、左方向に疾走す

る猫科動物と同様の方向に向かっているような印象を受けるものであることが認められる。

② いずれも成立に争いのない乙第18号証ないし第23号証、第26号証ないし第36号証、第40号証ないし第43号証、第47号証ないし第50号証によれば、被告は、昭和51年11月ころから、本件商標を付したスポーツバッグの製造販売を始め、同60年5月ころまでの間に約80万個を製造販売したこと、被告は、昭和39年ころから、本件商標と同一構成の商標を「パンサーマーク」と称して、その主たる取扱商品である運動靴や通学靴に付して使用したこと、被告は、商品の区分第22類を指定商品として、本件商標と同一構成の商標につき商標権を取得したが（昭和46年8月30日登録出願、同49年7月11日設定登録）、同商標を付した運動靴や通学靴は発売当時から好評で、その後も新製品の開発や広告宣伝により順調に売上を伸ばしたため、遅くとも本件商標の登録時（昭和55年12月）には、同商標は、被告取扱商品の代表的な出所標識として取引者、需要者に広く知られていたものであることの各事実が認められる。

③ 上記①のとおり、本件商標を構成する図形と文字は、相接するように位置していて、文字全体が猫科動物の頭部から尻尾に至るまで沿うような状態で配されている上、同色をもって表されていること、両者は、面積的な点で特に径庭のない大きさで表されていて、一方が特に顕著なものということとはできないこと、上記文字は左方向に疾走する猫科動物と同様の方向に向かっているような印象を受けることと、併せて図形と文字が有する意味合いが共通していることをも考慮すると、本件商標は外観的に欧文字部分と図形部分とが一体に結合されたものであると認めるのが相当であり、更に、上記②のとおり、被告は、本件商標の登録時の約4年前から指定商品であるスポーツバッグに本件商標を付して使用していた上、被告の主たる取扱商品である運動靴や通学靴に使用されている本件商標と同一構成の商標は、遅くとも本件商標の登録時には、被告取扱商品の代表的な出所標識として取引者、需要者に周知であったことをも併せ考えると、本件商標は、取引者、需要者において、外観的に図形と文字が不可分一体のものとして認識されるものと認めるのが相当である。

(3) 原告は、請求の原因3(1)記載の理由により、本件商標においては動物図形のみが自他商品の識別標識として機能する旨主張するが、以下述べるのとおり採用できない。

① 原告は、本件商標中の「Panther」の欧文字は、動物図形により「P・n・t・h」の各文字の一部が欠損していて、相当英語に精通した者でなければ「Panther」とは理解できない程であるし、欧文字が動物図形により一部遮られていることは、欧文字が動物図形の背景をなしていることを意味しているところ、前景と背景とを比べれば、前景が目されるのは当然であり、しかも、たとえ欧文字部分がなくとも需要者の印象においてさほどの違いを感じさせない程に、中央部に大きく黒塗りで描かれた動物図形の印象は強いものであるから、動物図形が需要者の注意力を喚起し、独立して自他商品の識別に機能するものである旨主張する。

しかし、動物図形が文字部分と重なっている部分は「P・n・t・h」の各文字のうちの僅かであって、「Panther」と表示されていることは容易に理解できることであるし、前景を構成するもののみが自他商品の識別標識としての機能を有するものとは必ずしもい

えない上、欧文字部分は動物図形と同色で、その大きさも特に径庭なく表されていて、欧文字の有無によって印象が大いに異なることは明らかであって、動物図形の印象が特に強いものとは認め難いから、原告の上記主張は採用できない。

- ② 原告は、本件商標を構成する図形は猫科の動物の描き方としては極めて特徴のあるものであるから、本件商標中の動物図形は独立して看者の注意を引くものであり、市場において自他商品の識別標識として機能するものである旨主張する。

しかし、成立に争いのない乙第9号証（「世界動物百科 2」1975年6月25日朝日新聞社発行）には、チーターが前足と後足とを腹部でからめ、全力で疾走する様子が掲載されていることからしても、猫科の動物が前足と後足とを腹部でからめ、全力で疾走する様子をシルエットで描くことが特に特徴のあるものとは認められないから、原告の上記主張は採用できない。

- ③ 商品の区分第22類と第24類において、本件商標と同一構成の商標と、「Panther」の欧文字部分を削除した動物図形のみ商標が連合商標となっているこ

とは当事者間に争いが無いところ、原告は、上記事実によれば、「Panther」の欧文字を含む商標において、猫科動物の図形が独立して自他商品の識別標識として機能していることを意味しており、商標の要部というべきである旨主張する。

なるほど、本件商標と同一構成の商標と、「Panther」の欧文字部分を削除した動物図形のみ商標が連合商標の関係にあるということは、特許庁において、前者の商標と後者の商標が類似の関係にあること、したがって、動物図形が独立して自他商品の識別標識としての機能を有するものと判断されたものと認められるが、前記②において認定、説示したとおり、動物図形が独立して自他商品の識別標識としての機能を有するものとは認め難く、また、特許庁の上記判断が当裁判所の判断を拘束するものでないことはいうまでもないから、原告の上記主張は採用できない。

- ④ 原告は、被告は相当古くから猫科動物の図形のみからなる商標を使用しており、第22類の「運動靴」に関しては当業界において広く知られた商標といえるから、このような周知の図形商標を含む本件商標は、

たとえ他の商品区分である第21類の商品に使用された場合でも、取引者、需要者は動物図形を独立した識別標識、すなわち商標の要部と認識するものである旨主張する。

成立に争いのない甲第15号証（「Shoes Post」中の被告の広告）には、本件商標のうちの動物図形と同じ動物図形が掲載され、その下部に「商標登録第1377265号（商品の区分 第22類） 商標登録第1490460号（商品の区分 第24類） 商標権者 世界長株式会社」と記載されていることが認められるが、被告が動物図形のみを古くから上記商品区分の商品に使用していることや、この商標が第22類の「運動靴」に関して当業界において広く知られたものであることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

(4) 上記のとおり、本件商標は、取引者、需要者において、外観的に図形と文字が不可分一体のものとして認識され、図形部分のみが独立して認識されるものとは認め難いから、これと同旨の審決の認定、判断に誤りはない。

したがって、本件商標は、その構成中、猫科動物の図形

部分が、それ自体独立して自他商品の識別標識としての機能を有するものであることを前提として、本件商標は引用A商標と外観上類似する旨の原告の主張は理由がないものというべきであり、この点についての審決の判断にも誤りはない。

ちなみに、本件商標が、外観的に図形と文字が不可分一体のものとして認識されるものである以上、引用A商標と類似しないことは明らかである。

以上のとおりであって、原告主張の取消事由は理由がない。

3 よって、原告の本訴請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担及び上告のための附加期間を定めることについて行政事件訴訟法7条、民事訴訟法89条、158条2項の規定を各適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第18民事部

裁判長裁判官 伊 藤 博

裁判官 濱 崎 浩 一

裁判官 押 切 瞳

(1) 本件商標



(2) 引用A商標

